

福岡県公報

平成20年10月1日
第2880号

目次

告示(第1577号 - 第1597号)

保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(森林保全課)	1
保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(森林保全課)	2
保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(森林保全課)	2
保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(森林保全課)	2
保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(森林保全課)	3
保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(森林保全課)	3
保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(森林保全課)	3
保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(森林保全課)	3
道路の区域の変更	(道路維持課)	4
公共測量の終了	(県土整備総務課)	4
大規模小売店舗の新設の届出	(中小企業振興課)	4
保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(森林保全課)	5
保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(森林保全課)	5
保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(森林保全課)	6
保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(森林保全課)	6
保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(森林保全課)	6
保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(森林保全課)	6
公共測量の実施	(県土整備総務課)	7
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	7
道路の区域の変更	(道路維持課)	7
道路の供用の開始	(道路維持課)	7

公 告

落札者等の公示	(教育庁高校教育課)	8
選挙管理委員会		
政治団体の設立届	(市町村支援課)	8
政治団体の届出事項の異動届	(市町村支援課)	9
政治団体の解散届	(市町村支援課)	10
資金管理団体の指定届	(市町村支援課)	11
資金管理団体の指定取消届	(市町村支援課)	11

公安委員会

駐車監視員資格者講習の実施	(警察本部駐車対策課)	12
教習指導員審査の実施	(警察本部運転免許試験課)	13
猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(初心者に対する講習会)の開催	(警察本部生活環境課)	15
猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(経験者に対する講習会)の開催	(警察本部生活環境課)	15

雑 報

公立大学法人九州歯科大学平成19年度財務諸表に関する公告	(学 事 課)	16
公立大学法人福岡女子大学平成19年度財務諸表に関する公告	(学 事 課)	35
公立大学法人福岡県立大学平成19年度財務諸表に関する公告	(学 事 課)	52

告 示

福岡県告示第1577号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成20年10月1日

福岡県知事 麻 生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和59年1月25日農林水産省告示第214号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び宗像市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1578号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成20年10月1日

福岡県知事 麻 生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和59年4月19日福岡県告示第628号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び岡垣町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1579号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施

業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成20年10月1日

福岡県知事 麻 生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和59年4月19日福岡県告示第629号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び須恵町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1580号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成20年10月1日

福岡県知事 麻 生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和59年4月19日福岡県告示第630号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び須恵町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1581号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をしますので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成20年10月1日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和59年4月19日福岡県告示第631号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び篠栗町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1582号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をしますので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成20年10月1日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和59年10月24日農林水産省告示第2132号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び久山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1583号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更を予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成20年10月1日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和61年11月22日福岡県告示第1759号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び黒木町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1584号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更を予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成20年10月1日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和61年12月15日農林水産省告示第2004号

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及びみやこ町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1585号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年10月1日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
八 女	県 道	白 木 上 辺 春 線	前	八女郡立花町大字上辺春 2215 - 1先から 八女郡立花町大字上辺春 2283先まで	3.3 ~ 8.6	70.2
			後	同上	3.6 ~ 9.5	67.5

福岡県告示第1586号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成20年10月1日

福岡県知事 麻 生 渡

1 測量の種類

公共測量（3級基準点測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実 施 地 域	終 了 年 月 日
北九州市八幡西区	平成19年11月16日

福岡県告示第1587号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この告示の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び飯塚商工事務所において縦覧に供する。

平成20年10月1日

福岡県知事 麻 生 渡

1 届出年月日

平成20年9月18日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 ホームプラザナフコ稲築店
 (2) 所在地 福岡県嘉麻市平1561番1 外

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

- (1) 大規模小売店舗を設置する者

氏 名 又 は 名 称	住 所
株式会社ナフコ	福岡県北九州市小倉北区魚町二丁目6番10号

- (2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏 名 又 は 名 称	住 所
株式会社ナフコ	福岡県北九州市小倉北区魚町二丁目6番10号

4 大規模小売店舗を新設する日

平成21年5月19日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,978平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数(台)
福岡県嘉麻市平1561番1 外	135

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場の位置	収容台数(台)
福岡県嘉麻市平1561番1 外	30

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積(平方メートル)
福岡県嘉麻市平1561番1 外	124.8

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量(立方メートル)
福岡県嘉麻市平1561番1 外	21.56

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
株式会社ナフコ	午前7時	午後9時

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

午前6時30分から午後9時30分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

1ヶ所 福岡県嘉麻市平1561番1 外

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前8時から午後3時まで

福岡県告示第1588号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成20年10月1日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和59年10月17日農林水産省告示第2090号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び志摩町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1589号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成20年10月1日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和58年9月27日福岡県告示第1607号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び須恵町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1590号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成20年10月1日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和42年3月9日農林省告示第383号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1591号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成20年10月1日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和56年10月14日農林水産省告示第1520号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び久山町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1592号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成20年10月1日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和55年6月7日農林水産省告示第836号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び久山町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1593号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成20年10月1日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和58年9月27日福岡県告示第1604号

2 変更に係る指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法 変更しない。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び宇美町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1594号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成20年10月1日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 測量の種類
公共測量（3級基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市小倉北区木町二丁目～新高田一丁目	平成20年9月17日から 平成20年12月20日まで

福岡県告示第1595号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成20年10月1日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称
大牟田市大字久福木字諏訪前82 - 2、82 - 7、83 - 2、84 - 1 及び84 - 2

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大牟田市大字久福木77番地 1
徳永 洋敞

福岡県告示第1596号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年10月1日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
行 橋	県 道	行 橋 線 添 橋 田	前	行橋市大字流末1168番1先 から 行橋市大字流末1250番1先 まで	9.0 ～ 32.0	253.0
			後	同上	10.0 ～ 32.0	
行 橋	県 道	長 尾 稗 田 平 島 線	前	行橋市大字流末966番9先 から 行橋市大字流末1174番1先 まで	8.0 ～ 20.0	450.0
			後	同上	12.0 ～ 23.0	

福岡県告示第1597号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成20年10月1日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年10月1日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
大牟田	南 関 線 大牟田北	大牟田市大字岩本2411番1先から 大牟田市大字白銀607番2先まで

公 告

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成20年10月1日

福岡県知事 麻 生 渡

- 落札に係る契約事項の名称
福岡県教育センター電子計算機等賃貸借及び保守業務契約
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - 部局の名称
福岡県教育センター
 - 所在地

受 付 期 間 平成20年8月1日～8月31日

(政党以外のその他の政治団体)

政治団体の名称	代表者名	会計責任者名	主たる事務所の所在地	届出年月日
大田次男後援会	大田啓次	大田晋吾	築上郡築上町大字東八田651-2	平成20年8月13日

糟屋郡篠栗町高田268

3 落札者を決定した日

平成20年7月31日

4 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名

西日本電信電話株式会社 福岡支店

(2) 住所

福岡市博多区博多駅東3-2-28

5 落札金額

286,876,800円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告日

平成20年6月20日

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第91号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定に基づき、次の政治団体から政治団体設立届があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり告示する。

平成20年10月1日

福岡県選挙管理委員会委員長 田 辺 俊 明

奥永浩二後援会	奥永浩二	松原宏次	北九州市小倉南区長野1-1-1-102	平成20年8月27日
奥村直樹後援会	奥村直樹	福島直	北九州市門司区大字猿喰838	平成20年8月21日
たかくら司後援会	衛藤博希	高倉真裕美	筑紫郡那珂川町王塚台1丁目272	平成20年8月15日
田中元後援会	田中元	田中光恵	北九州市戸畑区明治町8-21-502	平成20年8月12日
那珂川町いしん会	坂井浩一	野間隆之	筑紫郡那珂川町山田1018-5	平成20年8月8日
藤原つぐやす後援会	藤原嗣泰	藤川忠夫	宗像市東郷128-12	平成20年8月13日

(7団体)

福岡県選挙管理委員会告示第92号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条の規定に基づき、次の政治団体から届出事項の異動届があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり告示す

る。

平成20年10月1日

福岡県選挙管理委員会委員長 田辺俊明

受付期間 平成20年8月1日～8月31日

(政党の支部)

政治団体の名称	異動事項	内 容		異動年月日	届出年月日
		新	旧		
国民新党福岡県第四選挙区支部	会計責任者	西田政廣	松隈明典	平成20年8月11日	平成20年8月18日
自由民主党糸島支部	会計責任者	月形祐二	清澤満	平成20年8月2日	平成20年8月6日
自由民主党福岡県乗用自動車支部	代表者	田中亮一郎	野上博司	平成20年5月15日	平成20年8月26日
	会計責任者	奥野藤雄	桑野孝樹		
自由民主党福岡県第十一選挙区支部	会計責任者	清中英二	田口久幸	平成20年8月25日	平成20年8月28日

(4団体)

(政党以外のその他の政治団体)

政治団体の名称	異動事項	内 容		異動年月日	届出年月日
		新	旧		
大田次男後援会	主たる事務所の所在地	築上郡築上町大字東八田651 - 2	築上郡築上町大字東八田646	平成20年8月5日	平成20年8月13日
	代表者	大田 啓 次	村 田 鎮 雄		
	会計責任者	坂 田 武	佐 藤 聡		
山 幸 会	会計責任者	清 中 英 二	福 野 直	平成20年8月25日	平成20年8月28日
塚本かつと後援会	会計責任者	隈 本 貴	河 津 忠 彰	平成20年8月20日	平成20年8月22日
にじ農政連	会計責任者	井 上 留 孝	瀧 内 敏 夫	平成20年4月1日	平成20年8月18日
福岡県印刷産業政治連盟	代表者	間 直 樹	古 賀 健 一	平成20年5月30日	平成20年8月8日
	会計責任者	大 隈 信 一 郎	田 平 保 男		
福岡県農政連柳川支部	代表者	島 添 茂 樹	高 口 與 一	平成20年7月26日	平成20年8月11日
福岡県不動産政治連盟	会計責任者	福 田 毅	末 吉 孝 美	平成20年8月11日	平成20年8月12日
福岡人権市民会議	会計責任者	西 田 政 廣	松 隈 圭 美	平成20年8月11日	平成20年8月18日
三浦正後援会	代表者	松 井 秋 吉	小 出 毅	平成20年8月3日	平成20年8月8日
山本幸三後援会	会計責任者	清 中 英 二	福 野 直	平成20年8月25日	平成20年8月28日

(10団体)

福岡県選挙管理委員会告示第93号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体解散届があったので、同法第17条第3項の規定により次のとおり告示する。

平成20年10月1日

福岡県選挙管理委員会委員長 田 辺 俊 明

受付期間 平成20年8月1日～8月31日

(政党以外のその他の政治団体)

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
ごとう良助後援会	平成20年8月23日	平成20年8月28日
平和と暮らし権利を大切に する北九州市民の会	平成20年7月24日	平成20年8月25日
(平成19年法17条2項適用団体) 大田次男後援会	平成20年8月12日	平成20年8月13日

(3団体)

福岡県選挙管理委員会告示第94号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定に基づき、次の公職の候補者から資金管理団体指定届があったので、同法第19条の2第1項の規定により次のとおり告示する。

平成20年10月1日

福岡県選挙管理委員会委員長 田辺俊明

受付期間 平成20年8月1日～8月31日

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	指定年月日	届出年月日
奥永浩二	北九州市議会議員	奥永浩二後援会	北九州市小倉南区長野1-1-1-102	奥永浩二	平成20年8月27日	平成20年8月27日
奥村直樹	北九州市議会議員	奥村直樹後援会	北九州市門司区大字猿喰838	奥村直樹	平成20年8月17日	平成20年8月21日
田中元	北九州市議会議員	田中元後援会	北九州市戸畑区明治町8-21-502	田中元	平成20年8月12日	平成20年8月12日
藤原嗣泰	宗像市議会議員	藤原つぐやす後援会	宗像市東郷128-12	藤原嗣泰	平成20年8月10日	平成20年8月13日

(4団体)

福岡県選挙管理委員会告示第95号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体指定取消届があったので、同法第19条の2第1項の規定により次のとおり告示する。

平成20年10月1日

福岡県選挙管理委員会委員長 田辺俊明

受付期間 平成20年8月1日～8月31日

法第19条第3項第1号による届出

資金管理団体取消の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	代表者の氏名	取消年月日	届出年月日
後藤良助	那珂川町長	ごとう良助後援会	後藤良助	平成20年8月23日	平成20年8月28日

(1団体)

公安委員会

福岡県公安委員会告示第312号

道路交通法第51条の13第1項第1号イに規定する駐車監視員資格者講習を次のとおり実施するので、確認事務の委託の手續等に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第23号）第6条の規定により公示する。

平成20年10月1日

福岡県公安委員会

1 駐車監視員資格者講習の期日、時間及び場所

講習期日		講習時間	講習場所
第2回	講義	平成20年11月4日（火）及び 同年11月5日（水）の2日間	福岡市博多区吉塚本町13番 55号 博多サンヒルズホテル
	修了 考查	平成20年11月12日（水）	

講習は2日間の講義と1週間後の修了考查で行う。

2 申込み受付期間

平成20年10月9日（木）から平成20年10月24日（金）まで（福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）の午前9時00分から午後6時00分までの間

3 申込み場所

福岡県警察本部交通部駐車対策課及び最寄りの福岡県内の警察署（交番、駐在所等

の出先機関では受理しない。）

4 申込みに必要な書類等

- 駐車監視員資格者講習受講申込書 1通（上記申込み場所で交付）
- 写真 1枚（6箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3cm×横2.4cm大）

5 講習受講手数料

19,000円（申込み時に福岡県領収証紙により納付）

6 申込み要領等

- 受講申込みは、裏面に氏名及び撮影年月日を記入した写真を所定の位置に貼付し、必要事項を記入した駐車監視員資格者講習受講申込書を持参のうえ、原則として受講者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受講者本人の委任状を持参すること。
- 受講人員は60名であるので、申込み期間中であっても、定員に達したときは、申込み受付を締め切る場合がある。
- 申込み受付後、駐車対策課から受講者あてに駐車監視員資格者講習受講票を郵送する。

7 留意事項

- 講習を受講して駐車監視員資格者講習修了証明書の交付を受けても、駐車監視員資格者証の交付申請の際に、道路交通法第51条の13第1項第2号に規定する欠格事由に該当する場合は、駐車監視員資格者証の交付を受けることはできない。
- 上記(1)に規定する欠格事由

- ア 18歳未満の者
 イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
 ウ 一定の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者や暴力団関係者、アルコール中毒・覚せい剤中毒者などに該当する者等

(3) 駐車監視員資格者証を取得しても、確認事務の委託を受けた法人に属さない限り、実際に駐車監視員としての活動を行うことはできない。

8 その他

- (1) 受講者は、講習期間中、筆記具及び駐車監視員資格者講習受講票を必ず持参すること。
 (2) 講習会場は、駐車場に限りがあることから、原則として自家用車による来場を禁止する。
 (3) 講習の詳細については、福岡県警察本部交通部駐車対策課（駐車管理第一係（電話092-641-4141内線5297））に問い合わせること。

福岡県公安委員会告示第316号

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の3第4項第1号イの規定に基づき、教習指導員審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号）第10条第2項の規定により、次のように公示する。

平成20年10月1日

福岡県公安委員会

1 審査の種類

教習指導員審査（大型二種、中型二種、普通二種免許及び大型、中型、普通、大特、大自二、普自二、牽引）

2 審査の実施年月日時、場所等

日	時	項目	場	所
---	---	----	---	---

平成20年10月23日（木曜日） 午前9時00分～午後5時00分	知識	福岡市中央区天神4丁目4番27号 天神第二ビル 「福岡県指定自動車学校協会」
平成20年10月24日（金曜日） 午前9時00分～午後5時00分	技能	福岡市中央区天神4丁目4番27号 天神第二ビル 「福岡県指定自動車学校協会」
平成20年10月29日（水曜日） 午前9時00分～午後5時00分	技能	糟屋郡志免町王子1-28-16 ウキコドライバースクール はかたの森
平成20年10月31日（金曜日） 午前9時00分～午後5時00分	技能	大野城市山田3-12-1 西鉄自動車学校

3 審査の申請手続等及び受付期間

(1) 審査の申請手続等

ア 審査申請書1部に写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）、審査自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を複写したもの及び次の表に掲げる審査手数料を添えて、福岡県警察本部運転免許試験課へ提出すること。

審査種類	手数料の額	審査細目の一部を免除される場合の手数料の額
大型二種、中型二種、普通二種	13,300円	左記手数料の額から別表1の免除される審査細目に係る額を減じた額
大型、中型	15,650円	左記手数料の額から別表2の免除される審査細目に係る額を減じた額
普通	12,150円	
特定第一種	9,500円	

イ 審査細目の一部を免除される者であるときは、一部免除に該当する者であることを証する書面を併せて提出すること。

ウ 審査申請書の用紙は、福岡県警察本部運転免許試験課で交付する。郵便によって審査申請書の用紙を請求する場合は、宛先及び郵便番号を明記して80円切手を貼った返信用封筒を必ず同封すること。

エ 審査手数料は、福岡県領収証紙により納入すること。

なお、審査申請書を受理した後は、理由の如何にかかわらず審査手数料の返還は行わない。

オ 郵送による審査申請の場合は、必ず郵便書留によること。

(2) 受付期間

ア 審査申請の受付期間は、公示の日から同年10月15日（水曜日）までの（福岡県の休日を守る条例（平成元年福岡県条例第23号）に規定する県の休日を除く。）午前8時30分から午後5時30分までとする。

イ 郵送による審査申請の申込みは、公示の日から同年10月15日（水曜日）までの消印のあるもの限り受け付ける。

4 その他

- (1) 第二種免許に係る審査受審者については、当該自動車を運転することができる運転免許証、対応する第一種免許に係る教習指導員資格者証を受けていること。
- (2) 審査を受ける場合は、自動車運転免許証（仮運転免許証を除く。）を携帯しておくこと。
- (3) 審査に合格した者に対しては、教習指導員審査合格証明書を交付する。
- (4) 審査に合格した者であっても、法第99条の3第4項第2号イから八までのいずれかに該当する者は、教習指導員資格者証の交付を受けることはできない。
- (5) 審査手続その他の問い合わせは、福岡県警察本部運転免許試験課教習所係に対して行うこと。

連絡先 福岡県警察本部運転免許試験課教習所係
 郵便番号 811 - 1392
 所在地 福岡市南区花畑4丁目7番1号
 電話番号 092 - 566 - 2892

別表1

免除される審査細目	大型第二種免許、中型第二種免許、普通第二種免許に係る額
1 教習指導員として必要な自動車の運転技能	4,800円

2 技能教習に必要な教習の技能	2,000円
3 道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識	2,750円
備考 1の項及び2の項に掲げる審査細目についての審査を併せて免除されるときは、9,750円を減ずるものとする。	

別表2

免除される審査細目	大型免許、中型免許に係る額	普通免許に係る額	特定第一種免許に係る額
1 教習指導員として必要な自動車の運転技能	4,450円	4,100円	1,350円
2 技能教習に必要な教習の技能	1,300円	1,350円	1,300円
3 学科教習に必要な教習の技能	1,250円	1,250円	1,250円
4 法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	1,450円	1,250円	1,250円
5 自動車教習所に関する法令についての知識	1,450円	1,250円	1,250円
6 教習指導員として必要な教育についての知識	1,400円	1,200円	1,150円
備考 1 1の項及び2の項に掲げる審査細目についての審査を併せて免除されるときは、「大型・中型」を受けようとする者にあつては9,200円、「普通」を受けようとする者にあつては6,350円、「特定第一種」を受けようとする者にあつては3,750円を減ずるものとする。 2 4の項及び5の項に掲げる審査細目についての審査を併せて免除されるときは、「大型・中型」を受けようとする者にあつては3,050円、「普通」を受けようとする者にあつては2,600円、「特定第一種」を受けようとする者にあつては2,550円を減ずるものとする。 3 1の項から6の項までに掲げる審査細目についての審査を併せて免除されるときは、「大型・中型」を受けようとする者にあつては14,900円、「普通」を受けようとする者にあつては11,400円、「特定第一種」を受けようとする者にあつては8,700円を減ずるものとする。			

福岡県公安委員会告示第318号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第5条の8第2項の規定により告示する。

平成20年10月1日

福岡県公安委員会

1 講習の日時、場所等

(1) 講習の日時

平成20年10月30日（木）午前10時から午後5時までの間

(2) 講習の場所

飯塚市柏の森159番地26 飯塚警察署会議室

(3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者

2 猟銃等講習会の時間及び科目

時間	科目
10:00～15:30	猟銃及び空気銃の所持に関する法令 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
15:30～16:30	講習結果に対する考査
16:30～17:00	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

3 注意事項

- (1) 講習受講希望者は、猟銃等講習会受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真（申込み前6箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申し込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申請の際に手数料6,800円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、印鑑及び猟銃等講習通知書並びにテ

キスト「猟銃等取扱読本」を必ず持参すること。

- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

福岡県公安委員会告示第319号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第5条の8第2項の規定により告示する。

平成20年10月1日

福岡県公安委員会

1 講習の日時、場所等

日時	場所	講習警察署
平成20年10月22日（水） 13:30～16:30	福岡市博多区博多駅前2丁目8番24号 博多警察署 会議室	博多警察署
平成20年10月24日（金） 13:30～16:30	豊前市大字荒堀535番地1 豊前警察署 会議室	豊前警察署
平成20年10月24日（金） 13:30～16:30	大牟田市不知火町3丁目8番地 大牟田警察署 会議室	大牟田警察署
平成20年10月27日（月） 13:30～16:30	朝倉市甘木225番地1 朝倉警察署 会議室	朝倉警察署

2 猟銃等講習科目

- (1) 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- (2) 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

3 注意事項

- (1) 講習受講希望者は、猟銃等講習会受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真（申込み前6箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申し込みは、受講日の1週間前までにすること。

- (3) 受講申込者は、申請の際に手数料3,000円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具、印鑑及び猟銃等講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱いの知識と実際」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

雑 報

公告

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第34条第4項の規定に基づき、公立大学法人九州歯科大学平成19年度財務諸表について、次のとおり公告します。

平成20年10月1日

公立大学法人九州歯科大学
理事長 福田 仁一

貸借対照表

(平成20年3月31日)

(単位：千円)

資産の部			
I 固定資産			
1 有形固定資産			801,963
土地			
建物	147,178		
減価償却累計額	▲ 51,605		95,573
構築物	10,220		
減価償却累計額	▲ 1,204		9,016
工具器具備品	847,130		
減価償却累計額	▲ 254,568		592,562
医療用工具器具備品	21,002		
減価償却累計額	▲ 6,265		14,737
図書			224,701
美術品			22,761
有形固定資産合計			<u>1,761,316</u>
2 無形固定資産			
ソフトウェア		10,772	
電話加入権		75	
無形固定資産合計		<u>10,847</u>	
3 投資その他の資産			
敷金・保証金		265	
投資その他の資産合計		<u>265</u>	
固定資産合計			<u>1,772,429</u>
II 流動資産			
現金及び預金		407,244	
未収学生納付金収入	1,419		
徴収不能引当金	▲ 1,384		35
未収附属病院収入	130,934		
徴収不能引当金	▲ 5,312		125,622
その他の未収入金			86,430
たな卸資産			560
医薬品及び診療材料			19,941
流動資産合計			<u>639,835</u>
資産合計			<u><u>2,412,264</u></u>

負債の部

I 固定負債		
資産見返負債		
資産見返運営費交付金等	49,541	
資産見返補助金等	494,640	
資産見返寄附金	40,099	
資産見返物品受贈額	816,056	
長期リース債務	29,109	
固定負債合計		845,165
II 流動負債		
運営費交付金債務	114,264	
授業料債務	2,405	
寄附金債務	14,812	
前受受託研究費	3,293	
前受金	712	
未払金	239,575	
未払消費税等	2,388	
預り金	34,597	
リース債務	29,062	
流動負債合計	441,113	
負債合計		1,286,279
資本の部		
I 資本金		
地方公共団体出資金	947,955	
資本金合計		947,955
II 資本剰余金		
資本剰余金	59,509	
損益外減価償却累計額 (▲)	▲ 51,514	
資本剰余金合計		7,994
III 利益剰余金		
教育研究診療等改善目的積立金	66,272	
当期未処分利益	103,762	
(うち当期総利益)	(103,762)	
利益剰余金合計		170,034
資本合計		1,125,984
負債資本合計		2,412,264

損益計算書

(平成19年4月1日～平成20年3月31日)

(単位：千円)

経常費用			
業務費			
教育経費	169,939		
研究経費	191,767		
診療経費	596,134		
教育研究支援経費	22,807		
受託研究費	4,331		
役員人件費	40,760		
教員人件費	1,213,802	2,975,556	
職員人件費	736,011	208,038	
一般管理費			
財務費用			
支払利息	2,364	2,364	
経常費用合計			3,185,960
経常収益			
運営費交付金収益		1,603,328	
授業料収益		332,856	
入学金収益		54,290	
検定料収益		11,134	
附属病院収益		1,003,780	
受託研究等収益		4,972	
受託事業等収益		462	
補助金等収益		82,477	
寄附金収益		13,525	
資産見返負債戻入			
資産見返運営費交付金等戻入	1,944		
資産見返補助金等戻入	97,654		
資産見返寄附金戻入	2,980		
資産見返物品受贈額戻入	22,917	125,495	
財務収益			
受取利息	1,124		
その他の財務収益	209	1,334	
雑益			
財産貸付料収益	12,920		
手数料収益	1,871		
科学研究費間接経費収入	15,480		
その他の雑益	6,850	37,123	
経常収益合計			3,270,781
経常利益			84,821
臨時損失			
その他の臨時損失		14,856	14,856
臨時利益			
徴収不能引当金戻入益		2,674	2,674
その他の臨時利益		31,123	33,797
当期純利益			103,762
当期総利益			103,762

キャッシュ・フロー計算書

(平成19年4月1日～平成20年3月31日)

(単位:千円)

I	業務活動によるキャッシュ・フロー	
	原材料、商品又はサービスの購入による支出	▲ 925,688
	人件費支出	▲ 1,983,958
	その他の業務支出	▲ 245,111
	運営費交付金収入	1,706,276
	授業料収入	355,313
	入学金収入	54,290
	検定料収入	11,134
	附属病院収入	1,006,214
	受託研究等収入	4,187
	補助金等収入	73,100
	寄附金収入	16,269
	その他の収入	48,986
	預り科学研究費補助金等の純増減額	8,909
	小計	<u>129,923</u>
	業務活動によるキャッシュ・フロー	<u>129,923</u>
II	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	有形固定資産の取得による支出	▲ 276,919
	無形固定資産の取得による支出	▲ 4,627
	施設費による収入	7,902
	小計	<u>▲ 273,644</u>
	利息及び配当金の受取額	1,124
	投資活動によるキャッシュ・フロー	<u>▲ 272,519</u>
III	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	ファイナンス・リース債務の返済による支出	▲ 45,958
	小計	<u>▲ 45,958</u>
	利息の支払額	▲ 2,420
	財務活動によるキャッシュ・フロー	<u>▲ 48,379</u>
IV	資金に係る換算差額	—
V	資金増加額	▲ 190,975
VI	資金期首残高	<u>598,220</u>
VII	資金期末残高	<u>407,244</u>

利益の処分に関する書類

(単位：円)

I 当期末処分利益	103,762,044
当期総利益	103,762,044
II 利益処分額	
地方独立行政法人法第40条第3項により 設立団体の長の承認を受けた額	
教育、研究及び診療の質の向上並びに 組織運営の改善目的積立金	103,762,044
	<u>103,762,044</u>
	<u>103,762,044</u>

行政サービス実施コスト計算書

(平成19年4月1日～平成20年3月31日)

(単位：千円)

I	業務費用	
(1)	損益計算書上の費用	
	業務費	2,975,556
	一般管理費	208,038
	財務費用	2,364
	臨時損失	14,856
		<u>3,200,816</u>
(2)	(控除) 自己収入等	
	授業料収益	▲ 332,856
	入学金収益	▲ 54,290
	検定料収益	▲ 11,134
	附属病院収益	▲ 1,003,780
	受託研究等収益	▲ 4,972
	受託事業等収益	▲ 462
	寄附金収益	▲ 13,525
	資産見返運営費交付金等戻入	▲ 1,944
	資産見返寄附金戻入	▲ 2,980
	財務収益	▲ 1,334
	雑益	▲ 21,643
	業務費用合計	<u>▲ 1,448,924</u>
		1,751,892
II	損益外減価償却相当額	4,902
III	引当外退職給付増加見積額	22,436
IV	機会費用	
	国又は地方公共団体財産の無償又は減額 された使用料による貸借取引の機会費用	1,543,387
	地方公共団体出資の機会費用	<u>12,236</u>
V	(控除) 設立団体納付額	<u>0</u>
VI	行政サービス実施コスト	<u><u>3,334,855</u></u>

注 記 事 項

I 重要な会計方針

- 1 運営費交付金収益及び授業料収益の計上基準
原則として、期間進行基準を採用しております。
なお、退職一時金及び個人業績評価加算、特別交付金のうちの特別経費については費用進行基準を採用しております。
- 2 減価償却の会計処理方法
 - (1) 有形固定資産
 - 定額法を採用しております。
 - 耐用年数については、法人税法上の耐用年数を基準としております。主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建物	1～15年
構築物	14～19年
工具器具備品	1～15年
医療用工具器具備品	1～15年
 - また、特定の償却資産（地方独立行政法人会計基準第84）の減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示しております。
 - (2) 無形固定資産
 - 定額法を採用しております。
 - なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（5年）に基づいております。
- 3 引当金の計上基準
 - (1) 徴収不能引当金の計上基準
債権の回収不能による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に債権の回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
 - (2) 退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準
退職一時金については、運営費交付金により財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上しておりません。
なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、地方独立行政法人会計基準第85に基づき計算された退職一時金に係る退職給付引当金の当期増加額を計上しております。
- 4 たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) たな卸資産（貯蔵品）	評価基準：低価法	評価方法：最終仕入原価法
(2) 医薬品及び診療材料	評価基準：低価法	評価方法：最終仕入原価法
- 5 行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法
 - (1) 国又は地方公共団体財産の無償又は減額された使用料による賃借取引の機会費用の計算方法
福岡県行政財産使用料条例を参考に計算しております。
 - (2) 地方公共団体出資等の機会費用の計算に使用した利率

- 10年利付国債の平成20年3月末利回りを参考に、1.28%で計算しております。
- 6 リース取引の会計処理
リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
- 7 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税込方式によっております。
- 8 その他
利益処分に関する書類を除き、記載金額は千円単位とし、表示単位未満については切り捨て表示していません。
- II 「貸借対照表」注記
退職給付引当金の見積額
運営費交付金から充当されるべき退職給付引当金の見積額は、613,653千円です。
- III 「キャッシュ・フロー計算書」注記
- 1 資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳
平成20年3月31日
現金及び預金 407,244千円
- 2 重要な非資金取引の内容
(1) 当期に新たに計上したファイナンス・リース取引に係る資産及び債務の額はそれぞれ11,025千円です。
(2) 当期に受け入れた現物寄附の額は、5,817千円です。
- IV 「行政サービス実施コスト計算書」注記
(1) 引当金退職給付増加見積額の中には、福岡県からの派遣職員に係るものも含まれております。
(2) 機費用の内訳
設立団体に係る額 1,555,623千円
- V 重要な債務負担行為
該当する事項はありません。
- VI 重要な後発事象
該当する事項はありません。

附属明細書

(1) 固定資産の取得及び処分並びに減価償却費(「第84 特定の償却資産の減価に係る会計処理」による損益外減価償却相当額も含む。)の明細

(単位:千円)

資産の種類	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	減価償却累計額		差引当期未 残高	摘要
					当期償却額	前期償却額		
有形固定資産 (特定償却資産)	建物	145,992	-	-	145,992	51,514	4,902	94,477
	構築物	-	-	-	-	-	-	-
	工具器具備品	-	-	-	-	-	-	-
	医療用工具器具備品	-	-	-	-	-	-	-
	図書	-	-	-	-	-	-	-
	計	145,992	-	-	145,992	51,514	4,902	94,477
有形固定資産 (特定償却資産外)	建物	630	556	-	1,186	90	73	1,095
	構築物	10,220	-	-	10,220	1,204	602	9,016
	工具器具備品	821,635	64,633	39,138	847,130	254,568	160,163	592,562
	医療用工具器具備品	19,894	1,107	-	21,002	6,265	1,860	14,737
	図書	209,184	15,517	-	224,701	-	-	224,701
	計	1,061,565	81,815	39,138	1,104,242	262,128	162,699	842,114
非償却資産	土地	801,963	-	-	801,963	-	-	801,963
	美術品	22,761	-	-	22,761	-	-	22,761
	計	824,725	-	-	824,725	-	-	824,725
	土地	801,963	-	-	801,963	-	-	801,963
有形固定資産合計	建物	146,622	556	-	147,178	51,605	4,975	95,573
	構築物	10,220	-	-	10,220	1,204	602	9,016
	工具器具備品	821,635	64,633	39,138	847,130	254,568	160,163	592,562
	医療用工具器具備品	19,894	1,107	-	21,002	6,265	1,860	14,737
	図書	209,184	15,517	-	224,701	-	-	224,701
	美術品	22,761	-	-	22,761	-	-	22,761
計	2,032,282	81,815	39,138	2,074,959	313,643	167,602	1,761,316	
無形固定資産 (償却費損益内)	ソフトウェア	10,755	4,627	-	15,383	4,610	2,459	10,772
	電話加入権	75	-	-	75	-	-	75
	計	10,830	4,627	-	15,458	4,610	2,459	10,847
投資その他の資産	敷金・保証金	-	265	-	265	-	-	265
	計	-	265	-	265	-	-	265

(2) たな卸資産の明細

(単位：千円)

種類	期首残高	当期増加額		当期減少額		期末残高	摘要
		当期購入・ 製造・振替	その他	払出・振替	その他		
たな卸資産	681	592	-	714	-	560	
医薬品及び 診療材料	18,402	20,862	-	19,323	-	19,941	
計	19,084	21,455	-	20,037	-	20,501	

(3) 有価証券の明細
 (3) - 1 流動資産として計上された有価証券

該当事項はありません。

(3) - 2 投資その他の資産として計上された有価証券

該当事項はありません。

(4) 長期貸付金の明細

該当事項はありません。

(5) 長期借入金の明細

該当事項はありません。

(6) 引当金の明細
 (6) - 1 引当金の明細

徴収不能引当金以外の該当事項はありません。

(6) - 2 徴収不能引当金の明細

(単位：千円)

区 分	未収入金等の残高		徴収不能引当金の残高		摘要
	期首残高	当期増減額	期首残高	当期増減額	
未収学生納付金収入	2,196	777	1,419	1,384	1,384
未収附属病院収入	117,111	13,823	130,934	2,674	5,312
計	119,308	13,046	132,354	2,674	6,696

注) 一般債権については貸倒率繰率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に債権の回収可能性を検討し、回収不能見込額をもって徴収不能引当金を計上しております。

(6) - 3 退職給付引当金の明細

該当事項はありません。

(7) 保証債務の明細

該当事項はありません。

(8) 資本金及び資本剰余金の明細

(単位：千円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
資本金					
福岡県出資金	947,955	-	-	947,955	
計	947,955	-	-	947,955	
資本剰余金					
無償譲与	59,509	-	-	59,509	
計	59,509	-	-	59,509	
資本剰余金					
損益外減価償却額	46,612	4,902	-	51,514	
累計					
差引計	12,897	4,902	-	7,994	

(9) 積立金等の明細及び目的積立金の取崩しの明細

(9) - 1 積立金の明細

(単位：千円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
教育、研究及び診療の質の向上並びに組織運営の改善目的積立金	-	66,272	-	66,272(注)	
合計	-	66,272	-	66,272	

注) 当期増加額は、前期利益の処分によるものです。

(9) - 2 目的積立金の取崩しの明細

該当事項はありません。

(10) 運営費交付金債務及び運営費交付金収益の明細

(10) - 1 運営費交付金債務

(単位：千円)

交付年度	期首残高	交付金 当期交付額	当期振替額			期末残高
			運営費交付金 収	金 益	返 見 金 運 営 費 交 付 金	
平成19年度	11,316	1,706,276	1,603,328	-	-	1,603,328
合計	11,316	1,706,276	1,603,328	-	-	1,603,328

(10) - 2 運営費交付金収益

(単位：千円)

業務等区分	18年度交付分	19年度交付分	合計	
			18年度交付分	合計
期間進行基準によるもの	-	1,443,630	1,443,630	
費用進行基準によるもの	8,681	151,016	159,697	
合計	8,681	1,594,646	1,603,328	

(11) 地方公共団体等からの財源措置の明細
(11) - 1 施設費の明細

該当事項はありません。

(11) - 2 補助金等の明細

区分	当期交付額	当期振替額				摘要
		建設仮勘定 見返補助金等	資産見返 補助金等	資本剰余金	長期預り 補助金等	
臨床研修費補助金	82,477	-	-	-	-	82,477
合計	82,477	-	-	-	-	82,477

(単位：千円)

(12) 役員及び職員の給与の明細

区分	報酬又は給与		退職給付	
	支給額	支給人員	支給額	支給人員
役員	常勤	40,025	4	-
	非常勤	735	2	-
	計	40,760	6	-
教職員	常勤	1,667,497	223	82,144
	非常勤	200,172	128	-
	計	1,867,670	351	82,144
合計	常勤	1,707,523	227	82,144
	非常勤	200,907	130	-
	計	1,908,431	357	82,144

(単位：千円、人)

(注)

- 役員に対する報酬は、公立大学法人九州歯科大学役員報酬規程に基づき算出されます。
- 教職員の給与及び退職手当は、公立大学法人九州歯科大学職員給与規程、公立大学法人九州歯科大学教員年俸規程及び公立大学法人九州歯科大学職員退職手当規程に基づき算出されます。なお、退職手当は給料月額に勤続期間を勘案して算出されます。
- 役員、教職員の支給人数には年間平均支給人員数を記載しております。また、退職給付には総支給人員数を記載しております。
- 報酬又は給与欄には法定福利費(197,957千円)が含まれております。

(13) 開示すべきセグメント情報

区分	附属病院	その他	小計	(単位：千円)	
				消去又は法人共通	合計
業務費用					
業務費	1,048,497	1,927,059	2,975,556	-	2,975,556
教育経費	-	169,939	169,939	-	169,939
研究経費	-	191,767	191,767	-	191,767
診療経費	596,134	-	596,134	-	596,134
教育研究支援経費	-	22,807	22,807	-	22,807
受託研究費	1,085	3,246	4,331	-	4,331
人件費	451,276	1,539,298	1,990,575	-	1,990,575
一般管理費	-	208,038	208,038	-	208,038
財務費用	1,879	485	2,364	-	2,364
小計	1,050,376	2,135,584	3,185,960	-	3,185,960
業務収益					
運営費交付金収益	451,276	1,152,051	1,603,328	-	1,603,328
学生納付金収益	-	398,280	398,280	-	398,280
附属病院収益	1,003,780	-	1,003,780	-	1,003,780
受託研究等収益	1,345	3,627	4,972	-	4,972
受託事業等収益	462	-	462	-	462
補助金等収益	82,477	-	82,477	-	82,477
寄附金収益	-	13,525	13,525	-	13,525
資産見返負債戻入	3,886	121,609	125,495	-	125,495
財務収益	162	1,171	1,334	-	1,334
雑益	2,626	34,496	37,123	-	37,123
小計	1,546,018	1,724,762	3,270,781	-	3,270,781
業務損益	495,642	410,821	84,821	-	84,821
帰属資産	278,979	1,726,040	2,005,019	407,244	2,412,264
うち固定資産	50,414	1,722,015	1,772,429	-	1,772,429

注) 1. セグメント区分は、人件費については定数の所属基準に基づき区分し、他は業務内容に応じて区分しております。

2. 帰属資産のうち、「消去又は法人共通」は、各セグメントに配賦しなかった資産であり、その内容は現金及び預金407,244千円です。

3. 各セグメント別の損益外減価償却相当額及び引当外退職給付増加見積額は次のとおりです。

区分	附属病院	その他	合計
損益外減価償却相当額	-	4,902	4,902
引当外退職給付増加見積額	22,301	134	22,436

(14) 業務費及び一般管理費の明細

教育経費	
消耗品費	17,266
印刷製本費	1,588
水道光熱費	31,092
旅費交通費	5,615
通信運搬費	1,789
諸会費	2,865
報酬・委託・手数料	3,995
奨学費	6,965
その他の教育経費	2,907
減価償却費	<u>95,853</u>
	169,939
研究経費	
消耗品費	47,817
管理物品費	9,083
印刷製本費	1,884
水道光熱費	45,476
旅費交通費	17,642
通信運搬費	2,731
賃借料	1,108
修繕費	2,800
諸会費	1,857
報酬・委託・手数料	24,669
その他の研究経費	736
減価償却費	<u>35,958</u>
	191,767
診療経費	
材料費	
医薬品費	97,713
診療材料費	162,858
医療消耗器具備品費	5,243
給食材料費	<u>9,427</u>
委託費	275,244
検査委託費	3,946
医事委託費	34,476
清掃委託費	3,826
保守委託費	21,820
その他の委託費	<u>89,824</u>
設備関係費	153,893
機器賃借料	1,294
修繕費	27,770
工事費	1,094
機器保守費	25,809
減価償却費	<u>21,529</u>
経費	77,498
消耗品費	7,972
印刷製本費	2,440
水道光熱費	70,697
旅費交通費	1,273
通信運搬費	1,281
報酬・委託・手数料	4,050
その他の経費	<u>1,781</u>
	89,498
	596,134
教育研究支援経費	
消耗品費	2,006
水道光熱費	2,861
保守費	2,205
報酬・委託・手数料	7,349
その他の教育研究支援経費	2,239
減価償却費	<u>6,145</u>
	22,807

注) 細区分の経費金額が1,000千円以上のものについて経費名を表記し、同1,000千円未満の経費については、その合計額を「その他」区分に表記しております。

(単位：千円)

受託研究費		
消耗品費	1,143	
管理物品費	1,198	
報酬・委託・手数料	1,619	
その他の受託研究費	<u>369</u>	4,331
役員人件費		
報酬	27,363	
賞与	10,174	
法定福利費	<u>3,222</u>	40,760
教員人件費		
常勤教員人件費		
給料	739,588	
賞与	262,146	
退職給付費用	82,025	
法定福利費	119,858	
非常勤教員人件費	<u>1,203,617</u>	1,203,617
給料	10,184	
	<u>1,213,802</u>	1,213,802
職員人件費		
常勤職員給与		
給料	366,139	
賞与	125,895	
退職給付費用	118	
法定福利費	53,869	
非常勤職員給与	<u>546,024</u>	546,024
給料	160,669	
賞与	8,311	
法定福利費	<u>21,006</u>	189,987
	<u>736,011</u>	736,011
一般管理費		
消耗品費	8,727	
管理物品費	2,799	
水道光熱費	51,211	
旅費交通費	3,080	
賃借料	1,632	
修繕費	23,782	
工事費	2,122	
損害保険料	2,877	
諸会費	1,105	
報酬・委託・手数料	98,189	
租税公課	4,832	
その他の一般管理費	<u>2,005</u>	208,038
減価償却費	5,672	

(15) 寄附金の明細

区分	当期受入	件数(件)	摘要
附属病院	-	-	
その他	21,186	59(注)	
合計	21,186	59	

注) 当期受入は、現物寄附額5,817千円を含んでおります。

(16) 受託研究の明細

区分	期首残高	当期受入額	受託研究等収益	期末残高
附属病院	2,872	1,285	1,345	2,813
その他	455	2,652	2,652	455
合計	3,327	3,938	3,997	3,268

(17) 共同研究の明細

区分	期首残高	当期受入額	受託研究等収益	期末残高
附属病院	-	-	-	-
その他	-	1,000	974	25
合計	-	1,000	974	25

(18) 受託事業等の明細

区分	期首残高	当期受入額	受託事業等収益	期末残高
附属病院	-	462	462	-
その他	-	-	-	-
合計	-	462	462	-

(単位：千円)

(19) 科学研究費補助金の明細

種目	当期受入	件数	摘要
基礎研究 A	(7,800)	(1)	
	2,340	1	
科研費分担金・基礎研究 A	(1,500)	(2)	
	-		
基礎研究 B	(18,400)	(4)	
	5,520	4	
科研費分担金・基礎研究 B	(2,200)	(2)	
	-		
基礎研究 C	(25,400)	(22)	
	7,620	22	
科研費分担金・基礎研究 C	(250)	(1)	
	-		
若手研究 (スタートアップ)	(4,330)	(4)	
	-		
萌芽研究	(5,600)	(4)	
	-		
若手研究 B	(14,500)	(12)	
	-		
長寿科学総合研究	(9,982)	(2)	
合計	(89,962)	(54)	
	15,480	27	

(単位：千円)

注) 上段 () 内に直接経費相当額を、下段に間接経費相当額を記載しております。

(20) 上記以外の主な資産、負債、費用及び収益の明細

現金及び預金

(単位：千円)

区分	金額	摘要
現金	1,535	
普通預金	405,352	
郵便貯金	356	
合計	407,244	

未払金

(単位：千円)

区分	金額	摘要
人件費	96,409	
固定資産	15,429	
その他	127,736	
合計	239,575	

公告

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第34条第4項の規定に基づき、公立大学法人福岡女子大学平成19年度財務諸表について、次のとおり公告します。

平成20年10月1日

公立大学法人福岡女子大学
理事長 高木 誠

貸借対照表

(平成20年3月31日)

(単位:千円)

勘定科目	金額
資産の部	
I 固定資産	
1.有形固定資産	
土地	3,191,665
建物	1,652,272
減価償却累計額	<u>△ 197,220</u>
構築物	36,215
減価償却累計額	<u>△ 7,396</u>
工具器具備品	160,155
減価償却累計額	<u>△ 67,556</u>
図書	578,234
その他の有形固定資産	1,186
減価償却累計額	<u>△ 488</u>
有形固定資産合計	5,347,068
2.無形固定資産	
ソフトウェア	9,008
電話加入権	147
その他の無形固定資産	<u>1,521</u>
無形固定資産合計	<u>10,677</u>
固定資産合計	5,357,746
II 流動資産	
現金及び預金	270,306
未収学生納付金収入	3,432
その他の未収入金	2,002
徴収不能引当金	609
たな卸資産	0
前渡金	<u>276,351</u>
流動資産合計	5,634,097
資産合計	
負債の部	
I 固定負債	
資産見返負債	
資産見返物品受贈額	606,166
資産見返運営費交付金等	48,391
資産見返補助金等	4,212
資産見返寄附金	<u>8,581</u>
長期未払金	667,352
固定負債合計	<u>22,056</u>
II 流動負債	
運営費交付金債務	689,408
寄附金債務	51,907
未払金	59,773
未払消費税等	81,240
預り科学研究費補助金等	287
預り金	334
流動負債合計	<u>5,812</u>
負債合計	<u>199,356</u>
	888,764

貸借対照表

(平成20年3月31日)

(単位:千円)

勘定科目	金額
資本の部	
Ⅰ 資本金	
県出資金	
資本金合計	<u>4,837,765</u>
Ⅱ 資本剰余金	4,837,765
資本剰余金	
損益外減価償却累計額	10,472
資本剰余金合計	<u>△ 195,886</u>
Ⅲ 利益剰余金	△ 185,414
積立金	1,346
教育研究等改善目的積立金	54,926
当期末処分利益	<u>36,709</u>
(うち当期総利益)	(36,709)
利益剰余金合計	<u>92,981</u>
資本合計	<u>4,745,332</u>
負債資本合計	<u>5,634,097</u>

損益計算書

(平成19年4月1日～平成20年3月31日)

(単位:千円)

勘定科目	金額
経常費用	
業務費	
教育経費	117,791
研究経費	71,930
教育研究支援経費	25,588
受託研究費	8,299
受託事業費	2,741
役員人件費	40,494
教員人件費	660,451
職員人件費	203,357
一般管理費	1,130,654
財務費用	77,813
支払利息	1,398
その他の財務費用	2
経常費用合計	<u>1,400</u>
経常収益	<u>1,209,868</u>
運営費交付金収益	647,680
授業料収益	440,215
入学金収益	70,300
検定料収益	15,856
受託研究等収益	
その他の団体からの受託研究等収益	5,300
共同研究収益	<u>3,000</u>
受託事業等収益	8,300
国又は地方公共団体からの受託事業等収益	2,741
寄附金収益	2,741
補助金等収益	8,129
資産見返負債戻入	13,787
資産見返物品受贈額戻入	15,848
資産見返運営費交付金等戻入	3,759
資産見返寄附金戻入	<u>2,160</u>
財務収益	21,769
受取利息	168
延滞金	530
その他の財務収益	<u>12</u>
雑益	711
財産貸付料収益	7,105
手数料収益	262
間接経費収入	4,980
その他の雑益	<u>4,713</u>
経常収益合計	<u>17,061</u>
経常利益	<u>1,246,552</u>
臨時損失	36,683
固定資産除却損	29
承継物品費・消耗品費等	3,772
その他の臨時損失	<u>2</u>
臨時利益	3,804
物品受贈益	3,772
その他の臨時利益	<u>56</u>
当期純利益	<u>3,829</u>
目的積立金取崩額	36,709
当期総利益	<u>36,709</u>

キャッシュ・フロー計算書

(平成19年4月1日～平成20年3月31日)

(単位:千円)

区分	金額
I 業務活動によるキャッシュ・フロー	
原材料、商品又はサービスの購入による支出	△ 171,434
人件費支出	△ 1,004,786
その他の業務支出	△ 72,972
運営費交付金収入	693,997
授業料収入	458,094
入学金収入	70,300
検定料収入	15,856
受託研究等収入	8,300
受託事業等収入	2,741
補助金等収入	18,000
寄附金収入	15,790
その他の収入	22,699
預り科学研究費補助金等の純増減額等	<u>△ 55</u>
業務活動によるキャッシュ・フロー	56,529
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 34,676
無形固定資産の取得による支出	<u>△ 347</u>
小計	△ 35,023
利息及び配当金の受取額	<u>168</u>
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 34,855
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	
リース債務の返済による支出	<u>△ 18,282</u>
小計	△ 18,282
利息の支払額	<u>△ 1,436</u>
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 19,719
IV 資金換算差額	-
V 資金増加額	1,954
VI 資金期首残高	<u>268,351</u>
VII 資金期末残高	<u>270,306</u>

利益の処分に関する書類

(平成20年3月31日)

(単位:円)

勘定科目	金額
I 当期末処分利益	36,709,384
当期総利益	36,709,384
II 当期処分額	-
積立金	-
地方独立行政法人法第40条第3項により設立団体の長の承認を受けた額	-
教育研究等改善目的積立金	36,709,384
	<u>36,709,384</u>
	<u>36,709,384</u>

行政サービス実施コスト計算書

(平成19年4月1日～平成20年3月31日)

(単位:千円)

勘定科目	金額
I 業務費用	
(1) 損益計算書上の費用	
業務費	1,130,654
一般管理費	77,813
財務費用	1,400
臨時損失	<u>3,804</u>
	1,213,672
(2) (控除)自己収入等	
授業料収益	△ 440,215
入学科収益	△ 70,300
検定料収益	△ 15,856
受託研究等収益	△ 8,300
受託事業等収益	△ 2,741
寄附金収益	△ 8,129
資産見返運営費交付金等戻入	△ 3,759
資産見返寄附金戻入	△ 2,160
財務収益	△ 711
雑益	△ 17,061
臨時利益	△ 3,829
業務費用合計	<u>△ 573,066</u>
	640,606
II 損益外減価償却相当額	195,886
III 引当外退職給付増加見積額	25,096
IV 機会費用	
国又は地方公共団体財産の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用	-
地方公共団体出資の機会費用	59,941
無利子又は通常よりも有利な条件による融資取引の機会費用	-
V (控除)設立団体納付額	-
VI 行政サービス実施コスト	<u>921,531</u>

注記

(重要な会計方針)

- 1 運営費交付金収益及び授業料収益の計上基準
期間進行基準を採用しております。
なお、退職一時金については、費用進行基準を採用しております。
- 2 減価償却の会計処理方法
(1) 有形固定資産
定額法を採用しております。
耐用年数については、法人税法上の耐用年数を基準としております。主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建	物	7～37年
構	築	5～25年
工	具器具備品	1～10年

また、特定の償却資産(地方独立行政法人会計基準第84)の減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示しております。
- (2) 無形固定資産
定額法を採用しております。
なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
- 3 引当金の計上基準
(1) 賞与引当金
賞与については、運営費交付金により財源措置がなされるため、賞与にかかる引当金は計上しておりません。
- (2) 退職給付にかかる引当金及び見積額の計上基準
退職一時金については、運営費交付金により財源措置がなされるため、退職給付にかかる引当金は計上しておりません。
なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、地方独立行政法人会計基準第85に基づき計算された退職一時金に係る退職給付引当金の当期増加額を計上しております。
- (3) 徴収不能引当金
債権の貸倒れに備えるため、個別に債権の回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- 4 たな卸資産の評価基準及び評価方法
たな卸資産(貯蔵品) 評価基準:低価法 評価方法:最終仕入原価法
- 5 行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法
地方公共団体出資の機会費用の計算に使用した利率は、10年利付国債の平成20年3月末利回りを参考に1.275%としております。
- 6 リース取引についての会計処理
リース料総額が300万円以上のファイナンスリース取引については、通常の売買取引にかか
る方法に準じた会計処理によっております。
- 7 消費税及び地方消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税等の会計処理方法は、税込方式によっております。

8 その他

利益の処分に関する書類を除き、記載金額は千円単位とし、表示単位未満については切り捨て表示しております。

(貸借対照表関係)

退職給付引当金の見積額

運営費交付金から充当されるべき退職給付引当金の見積額は、790,605千円です。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

1 資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳

現金及び預金 270,306千円

2 重要な非資金取引の内容

現物寄附の受入による資産の取得 6,910千円

3 表示方法の変更

- (1) 前事業年度において、預り金にかかる支出入の差額をすべて「預り金の増減」として表示しておりましたが、当事業年度から「預り科学研究費補助金等にかかる支出入の差額を「預り科学研究費補助金等の純増減額」として表示し、その他の預り金にかかる支出入額を「I 業務活動によるキャッシュ・フロー」の該当項目に含めて表示しております。
- (2) 前事業年度において、業務活動における人件費支出及び預り金以外の支出額を「その他の業務支出」として表示しておりましたが、当事業年度から業務費にかかる支出額のうち、人件費以外の支出額を「原材料、商品又はサービスの購入による支出」として表示し、業務費以外の支出額を「その他の業務支出」として表示しております。

(行政サービス実施コスト計算書関係)

1 引当外退職給付増加見積額については、地方公共団体からの派遣職員に係る金額7,840千円を含みます。

2 機会費用の額は、すべて設立団体(福岡県)にかかる額です。

(重要な債務負担行為)

該当事項はありません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

附属明細書

(1) 固定資産の取得及び処分並びに減価償却費（「第84 特定の償却資産の減価に係る会計処理」による損益外減価償却相当額を含む。）の明細

資産の種類	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	減価償却累計額		差引当期末残高	摘要
					当期増加額	当期償却額		
有形固定資産 (償却費損益内)	6,172	-	-	6,172	1,333	673	4,839	
構築物	36,215	-	-	36,215	7,396	3,832	28,818	
工具器具備品	127,743	22,012	-	149,755	67,556	36,850	82,199	
図書	559,629	18,605	-	578,234	-	-	578,234	
その他の有形固定資産	1,186	-	-	1,186	488	244	697	
計	730,946	40,618	-	771,564	76,775	41,600	694,789	
有形固定資産 (償却費損益外)	1,646,100	-	-	1,646,100	195,886	97,943	1,450,213	
計	1,646,100	-	-	1,646,100	195,886	97,943	1,450,213	
非償却資産	3,191,665	-	-	3,191,665	-	-	3,191,665	
土地	3,191,665	-	-	3,191,665	-	-	3,191,665	
工具器具備品 (絵画)	10,400	-	-	10,400	-	-	10,400	
計	3,202,065	-	-	3,202,065	-	-	3,202,065	
土地	3,191,665	-	-	3,191,665	-	-	3,191,665	
有形固定資産合計	1,652,272	-	-	1,652,272	197,220	98,616	1,455,052	
建物	36,215	-	-	36,215	7,396	3,832	28,818	
構築物	138,143	22,012	-	160,155	67,556	36,850	92,599	
工具器具備品	559,629	18,605	-	578,234	-	-	578,234	
図書	1,186	-	-	1,186	488	244	697	
その他の有形固定資産	5,579,112	40,618	-	5,619,730	272,661	139,543	5,347,068	
計	10,755	2,598	-	13,354	4,345	2,194	9,008	
無形固定資産 (償却費損益内)	72	75	-	147	-	-	147	
電話加入権	1,249	271	-	1,521	-	-	1,521	
その他の無形固定資産	12,077	2,945	-	15,023	4,345	2,194	10,677	
計	219	-	-	-	-	-	-	
投資その他の資産	219	-	219	-	-	-	-	
計	219	-	219	-	-	-	-	

(2) たな卸資産の明細

種類	期首残高	当期増加額		当期減少額		期末残高	摘要
		当期購入・製造・振替	その他	払出・振替	その他		
貯蔵品	561	879	-	829	2	609	
計	561	879	-	829	2	609	

(3) 有価証券の明細

- (3)ー1 流動資産として計上された有価証券
該当事項はありません。

- (3)ー2 投資その他の資産として計上された有価証券
該当事項はありません。

(4) 長期貸付金の明細

該当事項はありません。

(5) 長期借入金の明細

該当事項はありません。

(6) 引当金の明細

- (6)ー1 引当金の明細

貸付金等に対する貸倒引当金及び退職給付引当金以外の引当金はありません。

(6)ー2 貸付金等に対する貸倒引当金の明細

区 分	貸付金等の残高		貸倒引当金の残高		摘 要
	期首残高	当期増減額	期末残高	当期増減額	
その他の 未収入金	3,673	▲ 656	3,016	1,014	1,014 (注)
計	3,673	▲ 656	3,016	1,014	1,014

(単位:千円)

注)個別に債権の回収可能性を検討し、回収不能見込額をもって引当金を計上しております。

(6)ー3 退職給付引当金の明細

該当事項はありません。

(7) 保証債務の明細

該当事項はありません。

(8) 資本金及び資本剰余金の明細

区分	(単位:千円)			摘要
	期首残高	当期増加額	当期減少額	
資本金	4,837,765	-	-	4,837,765
設立団体(福岡県)出資金				
計	4,837,765	-	-	4,837,765
資本剰余金	10,472	-	-	10,472
無償譲渡				
授業料	219	-	219	-
計	10,691	-	219	10,472
損益外減価償却累計額	▲ 97,943	▲ 97,943	-	▲ 195,886
差引計	4,750,513	▲ 97,943	219	4,652,350

(9) 積立金等の明細及び目的積立金の取崩しの明細

(9)-1 積立金の明細

区分	(単位:千円)			摘要
	期首残高	当期増加額	当期減少額	
地方独立行政法第40条第3項積立金(教育研究等改善目的積立金)	-	54,926	-	54,926(注)1
地方独立行政法第40条第1項積立金	-	1,346	-	1,346(注)2
計	-	56,272	-	56,272

注)1 当期増加額は、平成18年度に発生した当期総利益の一部を県知事の承認を受け積立金として整理したことによるものです。

注)2 当期増加額は、平成18年度に発生した当期総利益の一部を積立金として整理したことによるものです。

(9)-2 目的積立金の取崩しの明細

該当事項はありません。

(10) 運営費交付金債務及び運営費交付金収益の明細

(10)-1 運営費交付金債務

交付年度	期首残高	交付金当期交付額	(単位:千円)		
			運営費交付金収益	資産見返交付金	資本剰余金
18	5,590	-	5,564	0	0
19	-	693,997	642,115	0	0
合計	5,590	693,997	647,680	0	0

(10)-2 運営費交付金収益

業務等区分	(単位:千円)		
	18年度交付分	19年度交付分	合計
期間進行基準によるもの	-	616,393	616,393
費用進行基準によるもの	5,564	25,721	31,286
合計	5,564	642,115	647,680

(11) 地方公共団体等からの財源措置の明細

(11)-1 施設費の明細

該当事項はありません。

(11)-2 補助金等の明細

区分	当期交付額	当期振替額			摘要
		建設仮勘定 見返補助金等	資産見返 補助金等	資本剰余金	
大学改革推進等補助金	18,000	-	4,212	-	13,787
合計	18,000	-	4,212	-	13,787

(単位：千円)

(12) 役員及び教職員の給与の明細

区分	報酬又は給与		退職給付	
	支給額	支給人員	支給額	支給人員
役員	常勤	39,654	3	-
	非常勤	840	1	-
	計	40,494	4	-
教職員	常勤	792,644	83	17,640
	非常勤	55,059	82	-
	計	847,703	165	17,640
合計	常勤	832,298	86	17,640
	非常勤	55,899	83	-
	計	888,197	169	17,640

(単位：千円、人)

(注)

- 役員に対する報酬は、公立大学法人福岡女子大学役員報酬規程に基づき支給しております。
- 教職員の給与及び退職手当は、公立大学法人福岡女子大学職員給与規程、公立大学法人福岡女子大学教員年俸規程、公立大学法人福岡女子大学職員退職手当規程、公立大学法人福岡女子大学非常勤職員等賃金規程に基づき支給しております。
- 役員、教職員の支給人数には年間平均支給人員数を記載しております。また、退職給付には総支給人員数を記載しております。
- 非常勤教職員の給与には、受託研究費の非常勤教職員の給与584千円、受託事業費の非常勤教職員の給与951千円が含まれております。
- 報酬又は給与欄には法定福利費(85,868千円)が含まれております。

(13) 開示すべきセグメント情報

該当事項はありません。

(14) 業務費及び一般管理費の明細

(単位:千円)

教育経費		
消耗品費	15,555	
備品費	4,012	
印刷製本費	4,769	
水道光熱費	17,704	
旅費交通費	6,372	
通信運搬費	813	
賃借料	1,496	
保守費	2,785	
修繕費	13,319	
広告宣伝費	2,361	
行事費	89	
諸会議費	1,508	
報酬・委託・手数料	32	
奨学費	19,768	
減価償却費	9,035	
雑費	16,347	
	<u>1,818</u>	117,791
研究経費		
消耗品費	22,669	
備品費	5,597	
印刷製本費	1,330	
水道光熱費	6,676	
旅費交通費	9,452	
通信運搬費	911	
賃借料	2,591	
保守費	488	
修繕費	1,183	
諸会議費	1,579	
報酬・委託・手数料	285	
減価償却費	1,768	
雑費	13,085	
	<u>4,308</u>	71,930
教育研究支援経費		
消耗品費	243	
印刷製本費	97	
水道光熱費	3,627	
旅費交通費	81	
通信運搬費	53	
賃借料	213	
保守費	3,467	
修繕費	915	
諸会議費	5	
報酬・委託・手数料	3	
減価償却費	9,192	
雑費	4,586	
	<u>3,102</u>	25,588
受託研究費		8,299
受託事業費		2,741

(14) 業務費及び一般管理費の明細

	(単位:千円)	
役員人件費		
報酬	32,151	
賞与	6,379	
法定福利費	<u>1,963</u>	40,494
教員人件費		
常勤教員人件費		
給料	391,741	
賞与	154,108	
退職給付費用	17,640	
法定福利費	<u>63,851</u>	627,342
非常勤教員人件費		
給料	<u>33,108</u>	660,451
職員人件費		
常勤職員人件費		
給料	120,420	
賞与	44,175	
法定福利費	<u>18,345</u>	182,942
非常勤職員人件費		
給料	17,342	
賞与	1,397	
法定福利費	<u>1,675</u>	20,414
一般管理費	20,414	203,357
消耗品費	4,815	
備品費	1,572	
印刷製本費	205	
水道光熱費	4,972	
旅費交通費	1,763	
通信運搬費	1,740	
貸借料	1,172	
福利厚生費	1,880	
保守費	5,306	
修繕費	6,527	
損害保険料	690	
広告伝費	52	
行事費	18	
会議費	173	
報酬・委託・手数料	36,866	
租税公課	1,061	
減価償却費	7,775	
雑費	353	
諸会費	<u>863</u>	77,813

(15) 寄附金の明細

		(単位:千円)	
当期受入	件数(件)	摘要	
26,473 (10,683)	20 (-)	注)	

注) (-)は現物寄附によるもので、内数として記載しております。

なお、件数については種類が多岐にわたり、かつ単位が一律ではないため、記載を省略しております。

(16) 受託研究の明細

		(単位:千円)	
期首残高	当期受入額	受託研究等 収益	期末残高
-	5,300	5,300	-

(17) 共同研究の明細

		(単位:千円)	
期首残高	当期受入額	受託研究等 収益	期末残高
-	3,000	3,000	-

(18) 受託事業等の明細

		(単位:千円)	
期首残高	当期受入額	受託事業等 収益	期末残高
-	2,741	2,741	-

(19) 科学研究費補助金の明細

		(単位:千円)	
種目	当期受入	件数	摘要
基盤研究B	(11,100)	3	
	3,330		
基盤研究C	(6,150)	6	
	1,650		
若手研究B	(5,900)	5	
	-		
萌芽研究	(3,300)	1	
	-		
特別研究員奨励費	(1,200)	1	
	-		
厚生労働省科学研究費補助金	(800)	1	
	-		
合計	(28,450)	17	
	4,980		

注) 上段()内に直接経費相当額を、下段に間接経費相当額を記載しております。

(20) 上記以外の主な資産、負債、費用及び収益の明細

(20)-1 現金及び預金

(単位:千円)	
区分	金額 摘要
現金	86
普通預金	270,220
合計	270,306

(20)-2 未払金

(単位:千円)	
区分	金額 摘要
人件費	21,777
固定資産	23,014 リース債務 16,479千円を含む
その他	36,449
合計	81,240

公告

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第34条第4項の規定に基づき、公立大学法人福岡県立大学平成19年度財務諸表について、次のとおり公告します。

平成20年10月1日

公立大学法人福岡県立大学
理事長 名和田 新

貸借対照表

(平成20年3月31日)

(単位:千円)

科 目	金 額
資産の部	
I 固定資産	
1 有形固定資産	
土地	1,443,480
建物	7,088,836
減価償却累計額	△ 400,293
構築物	811,634
減価償却累計額	△ 99,539
機械装置	2,336
減価償却累計額	△ 499
器具備品	187,993
減価償却累計額	△ 92,769
医療用器具備品	41,961
減価償却累計額	△ 14,310
図書	27,651
有形固定資産合計	9,630,438
2 無形固定資産	
ソフトウェア	14,764
電話加入権	1,468
無形固定資産合計	16,233
固定資産合計	9,646,671
II 流動資産	
現金及び預金	336,355
未収学生納付金収入	3,750
たな卸資産	2,156
前払費用	92
その他の未収入金	3,409
立替金	142
流動資産合計	345,908
資産合計	9,992,579
負債の部	
I 固定負債	
資産見返負債	
資産見返運営費交付金等	103,440
資産見返寄附金	261
資産見返物品受贈額	1,482,962
長期リース債務	24,373
固定負債合計	1,507,336
II 流動負債	
運営費交付金債務	16,421
寄附金債務	160
預り科学研究費補助金等	13,887
その他預り金	3,040
未払金	207,254
リース債務	10,036
未払消費税等	724
流動負債合計	251,525
負債合計	1,758,862
資本の部	
I 資本金	
地方公共団体出資金	8,530,220
資本金合計	8,530,220
II 資本剰余金	
資本剰余金	1,468
損益外減価償却累計額(▲)	△ 400,289
資本剰余金合計	△ 398,820
III 利益剰余金	
剰立金	3,111
教育研究等改善目的積立金	39,925
当期未処分利益	59,280
(うち当期総利益)	(59,280)
利益剰余金合計	102,318
資本合計	8,233,717
負債資本合計	9,992,579

損益計算書

(平成19年4月1日～平成20年3月31日)

(単位:千円)

科目	金額	額
経常費用		
業務費		
教育経費	131,131	
研究経費	93,627	
教育研究支援経費	35,328	
受託研究費	14,411	
受託事業費	3,071	
役員人件費	39,310	
教員人件費	1,059,896	
職員人件費	210,847	1,587,623
一般管理費		236,258
財務費用		
支払利息	3,794	3,794
経常費用合計		1,827,676
経常収益		
運営費交付金収益		1,052,389
授業料収益		540,204
入学金収益		125,306
検定料収益		26,255
受託研究等収益		
国又は地方公共団体からの受託研究等収益	5,981	
その他の団体からの受託研究等収益	9,150	15,131
受託事業等収益		3,075
香附金収益		500
資産見返負債戻入		
資産見返運営費交付金等戻入	5,446	
資産見返香附金戻入	0	
資産見返物品受贈額戻入	84,869	90,315
財務収益		
受取利息	1,250	
延滞金	598	1,849
雑益		
財産貸付料収益	18,905	
手数料収益	4,301	
間接経費収入	6,090	
その他の雑益	2,483	31,780
経常収益合計		1,886,807
経常利益		59,130
臨時損失		
承継物品費・消耗品費等		13,446
臨時利益		
前期損益修正益	13,441	
その他の臨時利益	155	13,597
当期純利益		59,280
目的積立金取崩額		0
当期総利益		59,280

キャッシュ・フロー計算書

(平成19年4月1日～平成20年3月31日)

区 分	金 額
I 業務活動によるキャッシュ・フロー	
原材料、商品又はサービスの購入による支出	▲ 267,389
人件費支出	▲ 1,266,446
その他の業務支出	▲ 166,221
運営費交付金収入	1,059,089
授業料収入	560,517
入学金収入	125,068
検定料収入	26,255
受託研究等収入	16,264
受託事業等収入	3,075
寄附金収入	300
その他の収入	32,706
預り科学研究費補助金等の純増減額	8,665
小計	<u>131,889</u>
業務活動によるキャッシュ・フロー	<u>131,889</u>
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	▲ 14,013
小計	<u>▲ 14,013</u>
利息及び配当金の受取額	1,250
投資活動によるキャッシュ・フロー	<u>▲ 12,763</u>
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	
リース債務返済による支出	▲ 11,856
小計	<u>▲ 11,856</u>
利息の支払額	▲ 3,853
財務活動によるキャッシュ・フロー	<u>▲ 15,710</u>
IV 資金に係る換算差額	-
V 資金増加額	103,416
VI 資金期首残高	<u>232,939</u>
VII 資金期末残高	<u><u>336,355</u></u>

(単位:千円)

利益の処分に関する書類

(単位:円)

科 目	金 額
I 当期末処分利益	
当期総利益	59,280,919
前期繰越欠損金	0
II 利益処分額	
積立金	0
地方独立行政法人法第40条第3項により 設立団体の長の承認を受けた額	
教育研究等改善目的積立金	59,280,919
	<u>59,280,919</u>

行政サービス実施コスト計算書

(平成19年4月1日～平成20年3月31日)

(単位:千円)

科 目	金 額
I 業務費用	
(1) 損益計算書上の費用	
業務費	1,587,623
一般管理費	236,258
財務費用	3,794
臨時損失	13,446
	<u>1,841,123</u>
(2) (控除)自己収入	
授業料収益	▲ 540,204
入学生料収益	▲ 125,306
検定料収益	▲ 26,255
受託研究等収益	▲ 15,131
受託事業等収益	▲ 3,075
寄附金収益	▲ 500
資産見返運営費交付金等戻入	▲ 5,055
資産見返寄附金戻入	0
財務収益	▲ 1,849
雑益	▲ 25,690
	<u>▲ 743,067</u>
業務費用合計	1,098,056
II 損益外減価償却相当額	200,144
III 引当外退職給付増加見積額	11,665
IV 機会費用	
国又は地方公共団体財産の無償又は減額された使用料による賃貸取引の機会費用	9
地方公共団体出資の機会費用	104,951
	<u>104,960</u>
V (控除)設立団体納付額	-
VI 行政サービス実施コスト	<u><u>1,414,826</u></u>

注 記 事 項

I 重要な会計方針

- 1 運営費交付金収益及び授業料収入の計上基準
期間進行基準を採用しております。
なお、退職一時金及び特別交付金のうちの特別経費については費用進行基準を採用しております。
 - 2 減価償却の会計処理方法
 - (1) 有形固定資産
定額法を採用しております。
耐用年数については、法人税法上の耐用年数を基準としております。
なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建物	5～44年
構築物	3～47年
工具器具備品	1～14年

また、特定の償却資産（地方独立行政法人会計基準第84）の減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示しております。
 - (2) 無形固定資産
定額法を採用しております。
なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
 - 3 引当金の計上基準
退職一時金については、運営費交付金により財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上しておりません。
なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、地方独立行政法人会計基準第85に基づき計算された退職一時金に係る退職給付引当金の当期増加額を計上しております。
 - 4 たな卸資産の評価基準及び評価方法
たな卸資産（貯蔵品）
評価基準：低価法
評価方法：最終仕入原価法
 - 5 行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法
 - (1) 国又は地方公共団体財産の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用の計算方法
福岡県河川流水占有料等徴収条例を参考に計算しております。
 - (2) 地方公共団体出資等の機会費用の計算に使用した利率
10年利付国債の平成20年3月末利回りを参考に1.275%で計算しております。
 - 6 リース取引についての会計処理
リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
 - 7 消費税及び地方消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税込方式によっております。
 - 8 その他
利益の処分にに関する書類を除き、記載金額は千円単位とし、表示単位未満については切り捨て表示しております。
- II 貸借対照表関係
退職給付引当金の見積額
運営費交付金から充当されるべき退職給付引当金の見積額は、966,766千円です。
- III キャッシュ・フロー計算書関係
1 資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳
平成20年3月31日
現金及び預金 336,355千円
- 2 重要な非資金取引の内容
該当する事項はありません。

IV 行政サービス実施コスト計算書関係

- 1 引当外退職給付増加見積額については、福岡県からの派遣職員に係る金額17,557千円を含みます。
- 2 機会費用の内訳
設立団体に係る額 104,951千円

V 重要な債務負担行為

該当する事項はありません。

VI 重要な後発事象

該当する事項はありません。

附属明細書

(1) 固定資産の取得及び処分並びに減価償却費（「第84 特定の償却資産の減価に係る会計処理」による損益外減価償却相当額を含む。）の明細

(単位：千円)

資産の種類	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	減価償却累計額	当期償却額	差引当期未残	摘要
							高	
建物	-	-	-	-	-	-	-	-
構築物	771,888	39,746	-	811,634	99,539	49,964	712,095	注) 1
機械装置	-	2,336	-	2,336	499	499	1,836	
工具器具備品	227,646	4,146	1,837	229,955	107,079	46,069	122,875	
図書	649,987	11,619	-	661,607	-	-	661,607	
車両運搬具	-	-	-	-	-	-	-	
計	1,649,522	57,848	1,837	1,705,532	207,118	96,533	1,498,414	
建物	7,086,740	2,096	-	7,088,836	400,293	200,148	6,688,543	
構築物	-	-	-	-	-	-	-	
計	7,086,740	2,096	-	7,088,836	400,293	200,148	6,688,543	
土地	1,443,480	-	-	1,443,480	-	-	1,443,480	
美術品・收藏品	-	-	-	-	-	-	-	
計	1,443,480	-	-	1,443,480	-	-	1,443,480	
土地	1,443,480	-	-	1,443,480	-	-	1,443,480	
建物	7,086,740	2,096	-	7,088,836	400,293	200,148	6,688,543	
構築物	771,888	39,746	-	811,634	99,539	49,964	712,095	
機械装置	-	2,336	-	2,336	499	499	1,836	
工具器具備品	227,646	4,146	1,837	229,955	107,079	46,069	122,875	
図書	649,987	11,619	-	661,607	-	-	661,607	
美術品・收藏品	-	-	-	-	-	-	-	
車両運搬具	-	-	-	-	-	-	-	
計	10,179,742	59,945	1,837	10,237,849	607,411	296,682	9,630,438	
ソフトウエア	5,997	15,015	6,247	14,764	-	-	14,764	
電話加入権	1,468	-	-	1,468	-	-	1,468	
計	7,466	15,015	6,247	16,233	-	-	16,233	
長期前払費用	-	-	-	-	-	-	-	
その他	-	-	-	-	-	-	-	
計	-	-	-	-	-	-	-	
有形固定資産合計								
無形固定資産 (償却費損益内)								
投資その他の資産								

注) 1 構築物に係る当期増加額は全て、平成18年度分の修正処理によるものです。

(2) たな卸資産の明細

(単位：千円)

種類	期首残高	当期増加額		当期減少額		期末残高	摘要
		当期購入・製造・振替	その他	払出・振替	その他		
貯蔵品	2,009	2,261	-	2,114	-	2,156	
計	2,009	2,261	-	2,114	-	2,156	

注) 1 当期増加額その他は、設立団体(福岡県)からの無償譲与によるものです。

(3) 有価証券の明細

(3) - 1 流動資産として計上された有価証券

該当事項はありません。

(3) - 2 投資その他の資産として計上された有価証券

該当事項はありません。

(4) 長期貸付金の明細

該当事項はありません。

(5) 長期借入金の明細

該当事項はありません。

(6) 引当金の明細

(6) - 1 引当金の明細

該当事項はありません。

(6) - 3 退職給付引当金の明細

該当事項はありません。

(7) 保証債務の明細

該当事項はありません。

(8) 資本金及び資本剰余金の明細

(単位：千円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
資本金	設立団体(福岡県) 出資金	8,530,220	-	-	8,530,220(注)1
	計	8,530,220	-	-	8,530,220
資本剰余金	資本剰余金	-	-	-	-
	無償譲与	1,468	-	-	1,468(注)2
	計	1,468	-	-	1,468
	損益外減価償却 累計額	200,144	200,144	-	400,289
差引計	198,676	200,144	-	398,820	

注)1 設立団体(福岡県)からの現物出資によるものです。
注)2 設立団体(福岡県)からの無償譲与によるものです。

(9) 積立金等の明細及び目的積立金の取崩しの明細
(9) - 1 積立金の明細

該当事項はありません。

(9) - 2 目的積立金の取崩しの明細

該当事項はありません。

(10) 運営費交付金債務及び運営費交付金収益の明細

(10) - 1 運営費交付金債務

(単位：千円)

交付年度	期首残高	交付金額	当期派替額			期末残高
			金 通 運 費 交 付 金 収 入	資 産 見 返 金 返 還 金	資 本 剰 余 金	
平成18年度	9,722	-	6,782	-	-	6,782
平成19年度	-	1,059,089	1,045,607	-	-	1,045,607
合計	9,722	1,059,089	1,052,389	-	-	1,052,389

(10) - 2 運営費交付金収益

(単位：千円)

業務等区分	18年度交付分	19年度交付分	合計
期間進行基準によるもの	-	942,218	942,218
費用進行基準によるもの	6,782	103,389	110,171
合計	6,782	1,045,607	1,052,389

(11) 地方公共団体等からの財源措置の明細
(11) - 1 施設費の明細

該当事項はありません。

(11) - 2 補助金等の明細

該当事項はありません。

(12) 役員及び職員の給与の明細

(単位：千円、人)

区分	報酬又は給与		支給人員	退職給付	
	支給額	支給人員		支給額	支給人員
役員	常勤	38,772	3	-	-
	非常勤	537	5	-	-
	計	39,310	8	-	-
教職員	常勤	1,142,905	126	84,313	10
	非常勤	43,525	76	-	-
	計	1,186,430	202	84,313	10
合計	常勤	1,181,677	129	84,313	10
	非常勤	44,062	81	-	-
	計	1,225,740	210	84,313	10

(注)

1. 役員に対する報酬は、公立大学法人福岡県立大学役員報酬規程に基づき算出されます。
2. 教職員の給与及び退職手当は、公立大学法人福岡県立大学職員賃金規程及び公立大学福岡県立大学法人非常勤職員賃金規程に基づき算出されます。なお、退職手当は給料月額に勤務期間を勘案して算出されます。
3. 役員、教職員の支給人数には年間平均支給人員数を記載しております。また、退職給付には総支給人員数を記載しております。
4. 報酬又は給与欄には法定福利費(132,244千円)が含まれております。

(13) 業務費及び一般管理費の明細

		(単位：千円)	
教育	経費		
	消耗品費	25,203	
	印刷製本費	1,318	
	水道光熱費	12,582	
	旅費交通費	14,378	
	賃借通信料	12,501	
	修繕費	1,662	
	保守費	389	
	燃料費	1,199	
	俵倉伝費	-	
	広告費	1,819	
	諸事等費	1,596	
	等費	80	
	委託・手数料	125	
	報酬・賞与	17,912	
	減価償却費	12,337	
	貸倒損失	27,292	
	図書費	409	
	支私費	-	
	徴収不能額	-	
租税公課	178		
雑費	134		
工事費		131,131	
研究費			
消耗品費	44,021		
印刷製本費	4,228		
水道光熱費	3,153		
旅費交通費	3,459		
賃借通信料	16,347		
修繕費	960		
保守費	458		
燃料費	33		
俵倉伝費	125		
広告費	15		
諸事等費	-		
委託・手数料	204		
報酬・賞与	3,728		
減価償却費	172		
図書費	6,318		
支私費	10,019		
雑費	-		
工事費	63		
支私費	316		
研究費		83,627	
教育研究費			
消耗品費	964		
印刷製本費	-		
水道光熱費	235		
旅費交通費	3,916		
賃借通信料	7		
修繕費	46		
保守費	1,768		
燃料費	2,496		
俵倉伝費	-		
諸事等費	95		
委託・手数料	20,787		
報酬・賞与	5,010		
減価償却費	-		
図書費	-		
雑費		35,328	
受託研究費			
消耗品費	4,156		
印刷製本費	-		
水道光熱費	1,260		
旅費交通費	180		
賃借通信料	1,306		
修繕費	-		
保守費	9		
燃料費	-		
俵倉伝費	42		
諸事等費	7,456		
委託・手数料	-		
報酬・賞与	-		
減価償却費	-		
図書費	-		
雑費		14,411	
受託業務費			
消耗品費	2,228		
印刷製本費	99		
水道光熱費	-		
旅費交通費	285		
賃借通信料	-		
修繕費	10		
保守費	-		
燃料費	488		
俵倉伝費	-		
広告費	-		
諸事等費	-		
委託・手数料	3,071		
報酬・賞与			
減価償却費	31,200		
図書費	6,079		
支私費	2,030		
雑費		39,310	
役員人件費			
報酬・賞与	615,188		
法定福利費	227,312		
退職給付費用	84,313		
非常勤教員人件費	105,641		
非正規労働者人件費	1,032,655		
給料	26,614		
賞与	-		
法定福利費	826,27,441		
雑費		1,059,896	
職員人件費			
報酬・賞与	129,209		
法定福利費	46,219		
退職給付費用	19,334		
非常勤教員人件費	194,763		
給料	13,980		
賞与	756		
法定福利費	1,436		
雑費		210,847	
一般管理費			
消耗品費	3,364		
印刷製本費	2,218		
水道光熱費	644		
旅費交通費	15,928		
賃借通信料	3,414		
修繕費	3,148		
保守費	18,526		
燃料費	-		
俵倉伝費	-		
諸事等費	82,188		
委託・手数料	12,807		
報酬・賞与	768		
減価償却費	-		
図書費	12		
雑費	2,289		
工事費	121		
受託業務費			
消耗品費	14,106		
印刷製本費	949		
水道光熱費	62,301		
旅費交通費	2,027		
賃借通信料	-		
修繕費	72		
保守費	-		
燃料費	11,368		
俵倉伝費			
諸事等費			
委託・手数料			
報酬・賞与			
減価償却費			
図書費			
雑費		236,258	

(14) 寄附金の明細

(単位：千円)

区分	当期受入	件数(件)	摘要
	300	1	
合計	300	1	

(15) 受託研究の明細

(単位：千円)

区分	期首残高	当期受入額	受託研究等収益	期末残高
	-	15,131	15,131	-
合計	-	15,131	15,131	-

(16) 共同研究の明細

該当事項はありません。

(17) 受託事業等の明細

(単位：千円)

区分	期首残高	当期受入額	受託研究等収益	期末残高
	-	3,075	3,075	-
合計	-	3,075	3,075	-

(18) 科学研究費補助金の明細

(単位：千円)

種目	当期受入	件数	摘要
基盤研究B	(4,100) (1,230)	2	
基盤研究C	(16,500) (4,860)	18	
若手研究B	(6,576) 0	11	
厚生労働省	(2,001) 0	1	
特別研究	(1,100) 0	1	
萌芽研究	(3,650) 0	3	
合計	(34,127) (6,090)	36	

注) 上段()内に直接経費相当額を、下段に間接経費相当額を記載しております。

(19) 上記以外の主な資産、負債、費用及び収益の明細

現金及び預金

(単位：千円)

区分	金額	摘要
現金	-	
普通預金	311,726	
その他の預金	24,629	
合計	336,355	

資産見返物品受贈額の明細

(単位：千円)

区分	金額	摘要
構築物に係る分	214,788	
工具器具備品に係る分	486,263	
機械装置に係る分	1,836	
図書に係る分	661,607	
ソフトウェアに係る分	14,764	
合計	1,379,259	

未払金

(単位：千円)

区分	金額	摘要
人件費	90,473	
固定資産	19,347	
その他	97,433	
合計	207,254	